

令和2年4月1日から

鹿沼市奨学金の市内定住減免制度が始まりました！

☆鹿沼市奨学金貸付制度を利用された方のうち、下記要件をすべて満たす場合に減免の対象となる場合があります。

- 貸付けの申請時における父及び母の収入の合計額が500万円以内であること。
- 鹿沼市に住所を有する者
- 高校又は大学等を卒業した翌月から1年以内に鹿沼市に定住し、奨学金返還開始から5年間継続して市内に居住していること。
- 県内の事業所等に勤務していること。
- 奨学金の返還期間が高校卒業者は6年、大学等を卒業した者にあっては8年以上であって、月賦払いにより返還すること。
- 市税及び奨学金の返還金に滞納がないこと。



上記内容を確認し、該当する場合は、別紙の「意思確認書」を提出してください。

☆奨学金の免除の金額の上限は72万円です。

この期間に県内事業所に就職



○仮に、大学4年間で月4万円、総額192万円を借りた場合、卒業後1年以内に鹿沼に住み始め、(もともと鹿沼市に住所があればそのまま可)5年間定住し、毎月2万円返還して、5年後までに県内に就職し、市税、奨学金の滞納がなければ、減免申請や添付書類を提出し、残りの3年間の72万円が減免となります。



☆事前に「意思確認書」の提出がない場合は、要件を満たしていても減免されない場合があるのでご注意ください。

問い合わせ先

322-0064 鹿沼市文化橋町1982-18 市民情報センター4階

鹿沼市教育委員会事務局 教育総務課

TEL 0289-63-2234 FAX 0289-63-2118